

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てを初めとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和3年9月9日

岩手県一関市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
内閣官房長官 様
総務大臣 様
財務大臣 様
経済産業大臣 様
経済再生担当大臣 様

別紙

一関市議会基本条例等の一部を改正する条例

(一関市議会基本条例の一部改正)

第1条 一関市議会基本条例（平成19年一関市条例第41号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(専門的知見の活用)</p> <p>第14条 議会は、議会活動に関し、議案の審査、当該地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に関する調査を、<u>改正地方自治法（平成18年法律第53号。以下「改正法」という。）</u>第100条の2の規定により学識経験を有する者等にさせることができる。</p> <p>(広聴広報機能の充実)</p> <p>第21条 [略]</p> <p><u>2 議会は、広聴広報機能の充実を図るため、議員で構成する議会報編集特別委員会を設置する。</u></p> <p>(議会活動における資料の公開)</p> <p>第22条 議会は、一関市情報公開条例（平成18年一関市条例第77号）との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、会議録については、<u>議会図書室、各支所等</u>において市民が閲覧できるようにしなければならない。</p> | <p>(専門的知見の活用)</p> <p>第14条 議会は、議会活動に関し、議案の審査、当該地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に関する調査を、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）</u>第100条の2の規定により学識経験を有する者等にさせることができる。</p> <p>(広聴広報機能の充実)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>(議会活動における資料の公開)</p> <p>第22条 議会は、一関市情報公開条例（平成18年一関市条例第77号）との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、会議録については、<u>議会図書室</u>等において市民が閲覧できるようにしなければならない。</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

(一関市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 一関市議会委員会条例の一部を改正する条例（令和3年一関市条例第13号）の一部を次のように改正する。

「

| | 改正前 | 改正後 |
|---|---|--|
| 1 | <p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 委員 <u>8人</u></p> <p>(2) <u>産業経済常任委員会</u> 委員 <u>7人</u> 商工労働部の所管に関する事項 農林部の所管に関する事項</p> <p>農業委員会の所管に関する事項</p> <p>(3) <u>建設常任委員会</u> 委員 <u>7人</u> <u>建設部の所管に関する事項</u> <u>上下水道部の所管に関する事項</u></p> <p>(4) 教育民生常任委員会 委員 <u>8人</u> 市民環境部の所管に関する事項 保健福祉部の所管に関する事項 福祉事務所の所管に関する事項 教育委員会の所管に関する事項</p> <p>(5) 議会運営委員会 委員 <u>15人以内</u></p> | <p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 委員 <u>9人</u></p> <p>(2) <u>産業建設常任委員会</u> 委員 <u>8人</u> 商工労働部の所管に関する事項 農林部の所管に関する事項 <u>建設部の所管に関する事項</u> <u>上下水道部の所管に関する事項</u> 農業委員会の所管に関する事項</p> <p>(3) 教育民生常任委員会 委員 <u>9人</u> 市民環境部の所管に関する事項 保健福祉部の所管に関する事項 福祉事務所の所管に関する事項 教育委員会の所管に関する事項 <u>藤沢病院の所管に関する事項</u></p> <p>(4) 議会運営委員会 委員 <u>12人以内</u></p> |

を
「

」

| | 改正前 | 改正後 |
|---|--|---|
| 1 | <p>(<u>常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数</u>)</p> <p>第2条 議員は、_____</p> <p>いずれか一の常任委員となる_____。ただし、議長は、常任委員とならないことができる。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管<u>並びに議会運営委員会の委員の定数</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 委員 <u>8人</u></p> <p>(2) <u>産業経済常任委員会</u> 委員 <u>7人</u> 商工労働部の所管に関する事項 農林部の所管に関する事項</p> <p>農業委員会の所管に関する事項</p> <p>(3) <u>建設常任委員会</u> 委員 <u>7人</u> <u>建設部の所管に関する事項</u> <u>上下水道部の所管に関する事項</u></p> <p>(4) <u>教育民生常任委員会</u> 委員 <u>8人</u> 市民環境部の所管に関する事項 保健福祉部の所管に関する事項 福祉事務所の所管に関する事項 教育委員会の所管に関する事項</p> <p>(5) <u>議会運営委員会</u> 委員 <u>15人以内</u></p> | <p>(<u>常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管_____</u>)</p> <p>第2条 議員は、<u>次項第1号から第3号までに規定する常任委員会の</u>いずれか一の常任委員となる<u>ものとする</u>。ただし、議長は、常任委員とならないことができる。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管_____は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 委員 <u>9人</u></p> <p>(2) <u>産業建設常任委員会</u> 委員 <u>8人</u> 商工労働部の所管に関する事項 農林部の所管に関する事項 <u>建設部の所管に関する事項</u> <u>上下水道部の所管に関する事項</u> 農業委員会の所管に関する事項</p> <p>(3) <u>教育民生常任委員会</u> 委員 <u>9人</u> 市民環境部の所管に関する事項 保健福祉部の所管に関する事項 福祉事務所の所管に関する事項 教育委員会の所管に関する事項 <u>藤沢病院の所管に関する事項</u></p> <p>(4) <u>広聴広報委員会</u> 委員 <u>9人</u> <u>議会の広聴活動に関する事項</u> <u>議会の広報活動に関する事項</u></p> |

に改める。

(一関市議会委員会条例の一部改正)

第3条 一関市議会委員会条例（平成17年一関市条例第215号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(<u>常任委員会及び議会運営委員会</u>の設置)</p> <p>第1条 議会に常任委員会及び<u>議会運営委員会</u>を置く。</p> <p>(<u>常任委員及び議会運営委員</u>の任期)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>2 議会運営委員の任期は、2年とする。ただし、後任委員が選任されるまで在任する。</u></p> <p><u>3 [略]</u></p> <p>(委員の選任)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、<u>第3条</u> (<u>常任委員及び議会運営委員</u>の任期) <u>第3項</u>の例による。</p> <p>(記録)</p> <p>第29条 委員長は、職員をして次の事項を記載した委員会の記録を作成させ、署名しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> | <p>(常任委員会_____の設置)</p> <p>第1条 議会に常任委員会_____を置く。</p> <p>(常任委員_____の任期)</p> <p>第2条の2 [略]</p> <p><u>2 [略]</u></p> <p>(<u>議会運営委員会の設置</u>)</p> <p>第3条 <u>議会に議会運営委員会を置く。</u></p> <p><u>2 議会運営委員会の委員の定数は、12人以内とする。</u></p> <p><u>3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。</u></p> <p>(委員の選任)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、<u>第2条の2</u> (<u>常任委員_____</u>の任期) <u>第2項</u>の例による。</p> <p>(記録)</p> <p>第29条 委員長は、職員をして次の事項を記載した委員会の記録を作成させ、署名しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> |

| | |
|--|---|
| <u>(3)</u> 日程 <u>(4)</u> [略] <u>(5)</u> [略] <u>(6)</u> [略] <u>(7)</u> [略] 2・3 [略] | <u>(3)</u> [略] <u>(4)</u> [略] <u>(5)</u> [略] <u>(6)</u> [略] 2・3 [略] |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

附 則

この条例は、令和3年10月9日から施行する。